

牟田事務所 許可可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015.04

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 経営事項審査の改正

経営事項審査(経審)とは、国や地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負う建設業許可業者が必ず受けなければならない審査制度です(建設業法第27条)。



公共事業の発注機関は、入札に参加する建設業者に関しての審査を行うのですが、その審査項目のうち「客観的審査結果」と呼ばれるものが経営事項審査(経審)に該当します。

この経審の評価項目が**今年(平成27年)の4月より改正**されることになっています。

まず、「**若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について**」という新設項目についてですが、技術職員名簿に掲載されている技術職員のうち、審査基準日現在で**満35歳未満の職員が全体の15%以上**の場合と、**新規に技術職員名簿に掲載された者が全体の1%以上**の場合に評価が上がる事となりました(一律1点加点)。

建設業界への若手入職者を増加させることが目的です。



次に、「**建設機械の保有状況について**」という項目の拡充についてですが、審査基準日現在保有し、申請日時時点で法定点検を適正に実施している建設機械が加点項目となりました(1点加点。上限15点)。

新規に加えられた建設機械は、主に災害時などいざという時に使用できることが前提となっています。なお、すでに経審を終えられた事業所様も、改正により点数が増加される場合に限り、4月1日より7月29日までの120日間に限り、再審査を行う事ができます。

登録薦・土工基幹技能者

実施日 平成27年6月13～14日

申込締切 平成27年4月30日

経営事項審査の評価に1人あたり**3点加点**されます。

また、建設労働者確保育成助成金の対象になり、**経費の8割が助成**されます。

年に1回しか開催されませんので申込みをお忘れなく!!



★運送業★

※おとと！ 春の交通安全～※

飛び出し注意！自転車は急には止まれませ～ん！

ぽかぽか陽気が続く今日この頃。運転中うとうと・・・睡魔が・・・
(*_*)花粉症の薬もよく効くし～(*_*)しかしこんなに気持ちがいい日は、自転車デビューする少年少女、自転車に乗ってお出かけのおじいさんおばあさんが増えています。新生活が始まった社会人も学生も自転車をかっ飛ばしていますね！みんな危険～！



高齢者はふらふら～運転、急には止まれないし、コテッと転倒！

若者は止まらず猛スピードで駆け抜けていく！飛び出す自転車にヒヤッとした経験も少ないはず。春は特に自転車に要注意です。

2015年運動の基本テーマ

全国重点

子どもと高齢者の交通事故防止

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
飲酒運転の根絶
自転車の安全利用の推進
(自転車安全利用五則の周知徹底)

5月11日～20日 春の全国交通安全運動
5月20日 交通事故死ゼロを目指す日

自転車安全利用五則とは・・・

1. 自動車は車道が原則、歩道は例外です
2. 車道は左側を通行です
3. 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行です
4. 安全ルールを守りましょう
5. 子どもはヘルメットを着用しましょう

自転車は子どもから高齢者まで乗れますが、ルールの理解不足やルールを軽視する割合が高く、自転車事故が起きる傾向があります。

自転車に乗る人もそう、自動車を運転する人も

見通しの悪い交差点や狭い道路を通行する際は十分に減速し注意しましょう。

せっかくのこの機会に我が社でも春の安全運動を実施してください。まずは基本テーマに基づき、我が社の全員参加型！の、安全テーマを策定してみましよう。

新年度の安全対策会議の議題はこれで決まりそうですね(^^♪

わが社の安全確保と、次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守りましょう。

ちなみにうちの美智代所長は「**車庫内清掃、カーブミラーを磨くこと、車の整備確認！**」を行いますよ～(^^)



★産廃★

廃棄物処理法等を改正



廃棄物の処理および清掃に関する法律と災害対策基本法の一部を改正する法案について閣議決定がされました。

改正案では廃棄物処理法で災害時における国・都道府県の責務を示し設置する一般廃棄物処理施設設置手続きの簡素化を規定しました。これは大規模災害について災害対策基本法を活用し、『切れ目のない』災害対策を目的としたものです。

市町村が災害廃処理で一般処理施設を設置する場合、都道府県の同意を得ることで知事による技術上の基準についての確認が不要になる。市町村から災害廃処理の委託を受けた事業者が一般処理施設を設置する場合、**設置許可申請でなく、ミニアセスと都道府県知事への届出で実施できる**ようになり、今もなお滞る東北の震災の災害廃処理を教訓に簡素化されたものと言えます。行政の手続が簡素化されて、いち早く復興することを祈ります。



収集運搬 緑ナンバーの責任



市町村から、うちの管轄の一般廃棄物の収集運搬やるなら緑ナンバー（一般貨物自動車運送事業の許可）とってくださいと言われてとっている事業所様、運行管理はできていますか？

うちは産廃事業者だからさ～、そんなに運送業のことやってらんないんだよね～。その気持ち、わかります。しかし営業用ナンバーを付けるってことはそれだけ大変なんです。

運送業の話少し。観光バスや営業用貨物自動車での大きな事故が絶えず、運送業界では監査や巡回指導は年々厳しくなる一方・・・**管理や法令遵守ができない事業所は撤退していただきましょー！**というスタンス。当たり前のことですが多くの帳票類を適正に！管理、保管する必要があります。行政処分になってしまうと、緑ナンバーが没収されてしまうと当然に緑ナンバーの必要な仕事はできなくなりますし、会社に傷がつきます！なんせ**行政処分、違反内容、そして会社名がインターネットに公表**されちゃうんですから！！牟田事務所、どりかむ 21 では運送業者向けのセミナーを行っています、是非そちらにもご参加ください！

平成27年度 講習会日程発表！！

【新規】 平成 27 年 5 月 21 日～22 日 名古屋国際会議場

【更新】 平成 27 年 6 月 17 日 名古屋国際会議場

年度初めの講習は大変混み、申込みがすぐいっぱいになってしまいます。

仮予約ができますので、ご不明な点等ありましたらご連絡ください。

どりかむHP 右下の**牟田事務所**をクリック！

リンクが貼ってありますのでご確認下さい。



空家法

空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針



全国の住宅に占める空き家の割合は13.5%、**820万戸**にもおよび、管理が不十分な空き家が防災や防犯の問題、衛生上の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こしています。

問題のある空き家を「特定空き家等」と定義して、市町村が空き家への立入調査を行ったり、指導、勧告、命令、行政代執行（所有者が命令に従わない場合や所有者が不明な場合）の措置を取れるように定め、所有者が命令に従わない場合はいままでも更地の6分の1だった固定資産税の優遇措置が外される**などの**

罰則を設けています。

また、登記があいまいで空き家の所有者が分からないという課題については、固定資産税などの課税のための個人情報が必要な範囲において利用できるようにも定めています。

しかし逆に空き家を撤去し更地にすると固定資産税の軽減措置が受けられなくなるので、不要な住宅の放置につながると指摘されていることから、国交省は固定資産税の減額についても見直しを検討しています。

また、空き家のデータベースを整備し、空き家や空き家の跡地の活用を促進することを求めています。**インターネットや宅地建物取引業者の流通ネットワークを通じて提供することで、空き家のリノベーションや用途変更などが増加**していくことも予想されます。

春 年度末！！

陽気も良くなり、桜も例年に比べると、早い時期に満開になりました。世の中の雰囲気も例年に比べ、少し春めいてきた様に感じます。



3月最後の1週間、愛知運輸支局などの自動車登録事務所はてんやわんやでした。

通常の登録であれば待ち時間は長くて30分くらい。ところが、この1週間、**朝いちで出して14時すぎ**・・・や、**13時すぎに書類を出して登録完了したのが19時すぎ**など。

これまで何度か年度末の自動車登録を経験してきましたが、こんなにも混雑していたのは初めてです。これも景気回復の現れなののでしょうか？

景気が回復してくると、事業の幅を広げたり、取引先から今まで以上の依頼が・・・など上向きな話が出てくるのではないのでしょうか？

事業には許認可がつきものです。産廃処理業許可の品目追加や建設業の業種追加など、申請をしてすぐに許可されるものではありません。産廃収集運搬業の新規許可や変更許可（品目追加）などは**申請から許可までおおよそ2ヶ月**かかります。

牟田事務所がお手伝いさせていただいている事業者さんも、いざという時に備えて、産廃処理施設の追加や、取扱い品目の追加、運送業の新規許可取得や建設業などの準備をしています。それぞれの許認可には様々な要件があり、申請をするまでにそれを満たす準備も必要です。

準備だけでも早めにするに越したことはありません。

何か新たな事業や既存事業の拡大をお考えの社長さん。ぜひお話、聞かせてください。